

検査又は調査の結果（令和5年度）

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和5年7月27日 ～28日	A鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・A種接地抵抗値が基準を満たしていない。 ・篩用原動機の駆動ベルトの防護措置が不十分である。
令和5年7月27日 ～28日	B鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和5年8月10日	C鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・鉱山道路の一部において転落防止措置がなされていない。
令和5年8月24日	D鉱山	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年9月13日	E鉱山	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年9月20日 ～21日	F鉱山	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和5年9月29日	G鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年10月4日 ～5日	H鉱山	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和5年10月20日	I鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの騒音・振動が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・架空電線の支持物には、感電のおそれがないよう、取扱者以外の者が容易に昇塔できないように適切な措置を講ずること
令和5年11月15日 ～16日	J鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	不適	・第二管理区分に区分された屋内作業場について、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。
令和5年11月27日 ～28日	K鉱山	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年12月6日 ～7日	L鉱山	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年12月6日 ～7日	M鉱山	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年12月20日 ～21日	N鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの騒音・振動が基準に適合しているか、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・鉱山道路の一部において転落防止措置がなされていない。
令和6年1月26日	O鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和6年2月6日 ～7日	P鉱山	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音・振動が基準に適合しているか、粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・第三管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。

休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。

廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。

適：「不適」以外の検査等の結果。